

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和8年6月12日受付分)

特定非営利活動法人いなみ野観光まちづくり協会

縦覧期間

令和8年6月12日(金)から
令和8年6月26日(金)まで

特定非営利活動法人いなみ野観光まちづくり協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いなみ野観光まちづくり協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県加古郡稲美町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、稲美町及び周辺地域の住民、事業者、来訪者並びに関係人口に対して、地域の自然・歴史・文化・産業・食等の資源を活用した観光まちづくりを推進し、体験・交流・学びの機会の創出、持続可能な受入環境の整備、地域経済の循環及び地域の誇りの醸成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域資源(自然・歴史・文化・産業・食・景観等)の調査、発掘、保存及び磨き上げに関する事業
- (2) 体験プログラム、学習プログラム、ツアー及び周遊コンテンツの企画・造成・運営に関する事業
- (3) 観光案内、情報集約、広報PR、デジタル発信(Web/SNS/地図/多言語等)に関する事業
- (4) 地域ガイド、ホスト、受入人材、事務局人材等の育成・研修に関する事業
- (5) 交流イベント、マルシェ、シンポジウム、ワークショップ等の企画・運営に関する事業
- (6) 観光・交流の受入環境整備(サイン、案内、バリアフリー、危機管理、防災・安全等)の推進に関する事業
- (7) 地域内外の団体・行政・企業・学校等との連携、共同事業の推進に関する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を会長理事、1人を筆頭理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事、会長理事および筆頭理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 会長理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の数全体の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
 - 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使

することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 土原 翔吾

会長理事 大西 和樹

筆頭理事 船山 英宣

理事 岩田 正明、福嶋 義久、安東 大起、植田 諒介、藤岡 大輔

監事 英 直彦

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	0円	0円

(2) 賛助会員

① 入会金	1万円	5万円
② 年会費	5千円	1万円

役員名簿

特定非営利活動法人いなみ野
観光まちづくり協会

役名	氏名 フリガナ	住所又は居所	報酬の有無
理事 (代表理事)	ツチハラ ショウゴ		無
	土原 翔吾		
理事 (会長理事)	オオニシ カズキ		無
	大西 和樹		
理事 (筆頭理事)	フナヤマ ヒデノブ		無
	船山 英宣		
理事	イワタ マサアキ		無
	岩田 正明		
理事	フクシマ ヨシヒサ		無
	福嶋 義久		
理事	アンドウ ダイキ		無
	安東 大起		
理事	ウエダ リョウスケ		無
	植田 諒介		
理事	フジオカ ダイスケ		無
	藤岡 大輔		
監事	ハナブサ ナオヒコ		無
	英 直彦		

設立趣旨書

1 趣 旨

いなみ野は、播磨平野に広がる1,300年を超えるため池農業の地である。この土地が育んだ水景観・農の文化・人々の営みは、他に代えがたい地域固有の価値であるが、農業人口の減少や都市化の進展により、その継承が危ぶまれている。

こうした状況のなか、いなみ野の自然・歴史・農業文化を観光資源として再発見し、地域内外の人々をつなぎ、持続可能なまちづくりを推進するため、特定非営利活動法人いなみ野観光まちづくり協会を設立する。本法人は、地域事業者・住民・行政が連携し、次世代に誇れるいなみ野の実現をめざす。今回、法人として申請するに至ったのは、商工会および任意団体として実践してきた活動や事業をさらに地域に定着させ、継続的に推進していくこと、行政や関連団体との連携を深めていく必要があること等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからである。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えた。

2 申請に至るまでの経過

稲美町において、地域の観光振興と魅力発信に向けた活動を独自に展開してきた。ため池が織りなす里山景観や播磨の農・食文化を活かしたイベント企画・情報発信を通じて、いなみ野の価値を地域内外に伝える取り組みを積み重ねてきた。

しかしながら、商工会という組織の枠組みの中での活動には限界があった。商工会に加入していない農業者、若者、移住者、NPO、そして行政機関を横断的に巻き込むことが難しく、いなみ野全体を動かすには至らなかった。地域の観光まちづくりを真に推進するためには、業種・立場・組織を超えた、開かれたプラットフォームが必要であるという認識が、関係者の間で共有されるようになった。

- 2024年10月 任意団体いなみ野観光まちづくり協会（仮）発足
- 2024年11月 任意団体いなみ野観光まちづくり協会（仮）プランニング案を稲美町に打診
- 2025年4月 任意団体いなみ野観光まちづくり協会（仮）の会長を商工会会長に打診
- 2025年9月 任意団体いなみ野観光まちづくり協会（仮）の理事・会員を打診
- 2026年2月 任意団体いなみ野観光まちづくり協会（仮）を議員・商工会理事・銀行に説明
- 2026年3月 任意団体いなみ野観光まちづくり協会（仮）の法人化の意思確認
- 2026年5月 特定非営利活動法人いなみ野観光まちづくり協会の設立総会開催

2026年 5月 18日

特定非営利活動法人いなみ野観光まちづくり協会
設立代表者

氏名 土原 翔吾

26年度事業計画書

特定非営利活動法人いなみ野
観光まちづくり協会

1. 基本方針

当法人は、稲美町及び周辺地域の住民、事業者、来訪者並びに関係人口に対して、地域の自然・歴史・文化・産業・食等の資源を活用した観光まちづくりを推進し、体験・交流・学びの機会の創出、持続可能な受入環境の整備、地域経済の循環、及び地域の誇りの醸成に寄与することを目的とする。

設立初年度となる26年度は、当法人の活動基盤を構築するため、定款第5条に掲げる各事業について、規模の大小を問わず着実に取り組むこととし、以下を基本方針とする。

- ・【地域資源の発掘と磨き上げ】 約1,350年の歴史を持つため池群、明治期の国営葡萄園「播州葡萄園」、万葉集ゆかりの「いなみ野」など、稲美町固有の地域資源を改めて調査・発掘し、観光まちづくりの素材として磨き上げる。
- ・【小さく始めて、確実に育てる】 設立初年度は、各事業を小規模・低リスクで着手し、住民の合意形成・人材育成・収益化の道筋を慎重に確かめながら、次年度以降の本格展開に備える。
- ・【ため池と公園を活かした体験・交流の創出】 天満大池や加古大池、稲美中央公園・アーバンスポーツ施設等を活用し、ため池BBQ・SUP・スポーツ・マルシェなど、住民と来訪者が交わる体験・交流の機会を創出する。
- ・【デジタルを活かした情報発信と関係人口の拡大】 ネットショップ、おでかけマップ、SNS発信等を通じて稲美町の魅力を町外に届け、来訪・購入・移住といった関係人口の入口を整備する。
- ・【商工会の枠を超えた連携】 稲美町行政との包括連携協定をはじめ、商工会・JA・農家・事業者・学校・住民団体等、立場を超えた連携と共同事業を推進し、町ぐるみの観光まちづくりを実現する。
- ・【安全・安心の受入環境整備】 イベント開催にあたっては、防災・危機管理・案内・バリアフリー等の観点から、安全で誰もが参加できる受入環境の整備を進める。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1)地域資源(自然・歴史・文化・産業・食・景観等)の調査、発掘、保存及び磨き上げに関する事業	播州葡萄園・ため池・万葉集ゆかりの地等、地域資源の調査・発掘とアーカイブ化	通年	稲美町内全域	町民・関係者 約100人	0
(2)体験プログラム、学習プログラム、ツアー及び周遊コンテンツの企画・造成・運営に関する事業	ため池を活用した体験プログラム(BBQ・SUP等)の企画・運営	5月9月計2回	天満大池加古大池	住民・来訪者 約200人	300

(3)観光案内、情報集約、広報PR、デジタル発信(Web/SNS/地図/多言語等)に関する事業	ネットショップ運営、SNS・ホームページによる情報発信	通年12回	オンライン	100人/月	100
(4)地域ガイド、ホスト、受入人材、事務局人材等の育成・研修に関する事業	地域ガイド・ホスト向け勉強会、事務局スタッフ研修	通年年2回	稲美町内	関係者約20人	0
(5)交流イベント、マルシェ、シンポジウム、ワークショップ等の企画・運営に関する事業	ブランドイベント(天満大池)、アーバンスポーツ施設オープニングイベント	計2回	天満大池公園 稲美町アーバンスポーツ施設	約400人	1,100
(6)観光・交流の受入環境整備(サイン、案内、バリアフリー、危機管理、防災・安全等)の推進に関する事業	イベント開催時の安全・危機管理マニュアル整備、案内表示等の検討	通年	イベント実施場所	イベント参加者約400人	0
(7)地域内外の団体・行政・企業・学校等との連携、共同事業の推進に関する事業	稲美町との包括連携協定の運用、商工会・JA・事業者等との連携協議	通年	稲美町内	関係機関約20団体	0
(8)その他、当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第7号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 5月
- ②理事会 年4回

(2) 事務局体制

事務局長：土原 翔吾、 事務局スタッフ：安東 大起、藤岡 大輔、植田 諒介、

27年度事業計画書

特定非営利活動法人いなみ野
観光まちづくり協会

1. 基本方針

当法人は、稲美町及び周辺地域の住民、事業者、来訪者並びに関係人口に対して、地域の自然・歴史・文化・産業・食等の資源を活用した観光まちづくりを推進し、体験・交流・学びの機会の創出、持続可能な受入環境の整備、地域経済の循環、及び地域の誇りの醸成に寄与することを目的とする。

27年度は、初年度に構築した事業基盤の上に、来訪者・関係人口の拡大と地域経済の循環を本格化させる「展開の年」と位置づけ、定款第5条に掲げる各事業について、以下を基本方針とする。

- ・【地域資源の体系化とブランド化】 ため池・播州葡萄園・万葉集ゆかりの景観など、初年度に発掘・整理した地域資源を体系化し、稲美町ブランドとして商品・体験・物語に編集する。
- ・【体験コンテンツの定常運営化】 BBQ・SUP・アーバンスポーツ・食育等の体験プログラムを単発イベントから定常運営へと移行し、年間を通じて来訪機会を生み出す。
- ・【デジタル発信の強化と回遊性の向上】 ネットショップ・おでかけマップ・SNS等の情報発信を強化し、町内の周遊性を高めるとともに、町外からの来訪・購入・関係人口化を促進する。
- ・【ガイド・ホスト人材の育成】 観光ガイド・ホスト・事務局人材の育成研修を体系化し、住民が主役となる受入体制を整備する。
- ・【受入環境の質的向上】 案内サイン・バリアフリー・防災・安全等の観点から、来訪者と地域双方にとって持続可能な受入環境を整備する。
- ・【連携の深化と共同事業の実装】 稲美町行政・商工会・JA・学校・事業者・他地域団体等との連携を深化させ、共同事業として具体化する。
- ・【子どもの健全育成への寄与】 食育・防災・地域学習などを通じて、子どもたちが地域に誇りと愛着を持てる機会を創出する。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1)地域資源(自然・歴史・文化・産業・食・景観等)の調査、発掘、保存及び磨き上げに関する事業	播州葡萄園・ため池・農産物・食文化等の地域資源リサーチ及びアーカイブ整備、ブランド商品化に向けた素材磨き上げ	通年	稲美町内全域	町民・関係者 約200人	0
(2)体験プログラム、学習プログラム、ツアー及び周遊コンテンツの企画・造成・運営に関する事業	ため池体験(BBQ・SUP等)、周遊ツアー、農業・食体験プログラムの企画・運営	通年年4回	天満大池加古大池町内農場等	住民・来訪者 約400人	600

(3) 観光案内、情報集約、広報PR、デジタル発信(Web/SNS/地図/多言語等)に関する事業	ネットショップ運営、いなみ野おでかけマップ作成・配布、SNS・ホームページによる情報発信	通年12回	オンライン町内案内拠点	200人/月	400
(4) 地域ガイド、ホスト、受入人材、事務局人材等の育成・研修に関する事業	地域ガイド養成講座、ホスト研修、事務局人材育成研修	通年年3回	稲美町内	受講者約40人	0
(5) 交流イベント、マルシェ、シンポジウム、ワークショップ等の企画・運営に関する事業	ブランドイベント(天満大池)、アーバンスポーツイベント、地域マルシェ、シンポジウム等	計3回	天満大池公園稲美町アーバンスポーツ施設稲美中央公園	約700人	1,200
(6) 観光・交流の受入環境整備(サイン、案内、バリアフリー、危機管理、防災・安全等)の推進に関する事業	観光案内サインの設置検討、バリアフリー対応、イベント時の防災・安全マニュアル運用	通年	稲美町内イベント実施場所	来訪者・町民約700人	0
(7) 地域内外の団体・行政・企業・学校等との連携、共同事業の推進に関する事業	稲美町との包括連携協定の運用、商工会・JA・学校・他地域団体等との共同事業推進	通年	稲美町内及び周辺地域	関係機関約30団体	0
(8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第7号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 5月
- ② 理事会 年4回

(2) 事務局体制

事務局長：土原 翔吾、事務局スタッフ：安東 大起、藤岡 大輔、植田 諒介、

26年度活動予算書

成立の日から27年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	400,000	
		400,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	200,000	
		200,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	200,000	
受取民間助成金		200,000
4. 事業収益		
ネットショップ 事業収益	100,000	
プログラム 事業収益	300,000	
イベント 事業収益	1,100,000	
		1,500,000
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		0
経常収益計		2,300,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
謝金	300,000	
仕入原価	300,000	
消耗品費	200,000	
広告宣伝費	200,000	
印刷費	100,000	
通信費	0	
保険料	100,000	
会場費	100,000	
会議費	50,000	
その他経費計	1,350,000	
事業費計		1,350,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	200,000	
印刷費	100,000	
通信費	100,000	
旅費交通費	50,000	
光熱水費	50,000	
保険料	0	
会議費	50,000	
租税公課		
その他経費計	550,000	
管理費計		550,000
経常費用計		1,900,000
当期正味財産増減額		400,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		400,000

27年度活動予算書

27年4月1日から28年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	400,000	
		400,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	200,000	
		200,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	200,000	
受取民間助成金		200,000
4. 事業収益		
ネットショップ 事業収益	400,000	
プログラム 事業収益	600,000	
イベント 事業収益	1,200,000	
		2,200,000
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		0
経常収益計		3,000,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
謝金	500,000	
仕入原価	500,000	
消耗品費	300,000	
広告宣伝費	300,000	
印刷費	200,000	
通信費	0	
保険料	100,000	
会場費	100,000	
会議費	50,000	
その他経費計	2,050,000	
事業費計		2,050,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	200,000	
印刷費	100,000	
通信費	100,000	
旅費交通費	50,000	
光熱水費	50,000	
保険料	0	
会議費	50,000	
租税公課		
その他経費計	550,000	
管理費計		550,000
経常費用計		2,600,000
当期正味財産増減額		400,000
前期繰越正味財産額		400,000
次期繰越正味財産額		800,000